

子育て世帯生活支援特別給付金のご案内

A ひとり親世帯の方 (回 ひとり親世帯でない方への給付金を受け取った方を除く)

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得のひとり親世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)が支給されます。

1. 支給対象者

以下の①～③のいずれかに該当する方

- ①令和3年4月分の児童扶養手当受給者の方(支給済)
- ②公的年金等を受給していることにより、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方
(「公的年金等」には、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などが該当します。)
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

2. 支給額

児童1人当たり一律5万円

3. 支給手続き

②、③のいずれかに該当する方は、**申請が必要です**。申請書、申立書を記入のうえ必要書類とともに**こども課窓口**または**郵送でご提出ください**。詳細は町ホームページでご確認ください。

4. 申請期限

令和4年2月28日(月)(※必着)

※申請書、申立書は町ホームページよりダウンロード可(窓口でも配布しています)。
※必要書類は、申請書、申立書に記載されています。記入もれ、不備書類がある場合は受付できませんのでご了承ください。

町ホームページ



B ひとり親世帯でない方 (回 ひとり親世帯の方への給付金を受け取った方を除く)

子育て世帯を支援するため**新たな給付金を支給**します!

1. 支給対象者

- ①、②いずれかに該当する方
- ①令和3年度住民税(均等割)が非課税の方
- ②令和3年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方

2. 対象児童

令和3年3月31日時点で**18歳未満の児童**(障がい児の場合、20歳未満)
(※令和4年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。)

3. 支給額

対象児童1人につき、5万円(1回のみ)

4. 支給手続き・支給方法

I. 令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当

の受給者で住民税非課税の方は**申請不要**です。

※令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当を支給している口座に**8月下旬**に振り込み予定です。

II. I以外の方(高校生のみ養育している方、収入が急変した方)は**申請が必要です**。申請書に必要書類を添付して**こども課窓口**または**郵送でご提出ください**。詳細は町ホームページで、ご確認ください。

※給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認後、指定口座に振り込みます。

5. 申請期限

令和4年3月15日(火)(※必着)

町ホームページ



「子育て世帯生活支援特別給付金」の「振り込み詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。不審な電話や郵便があった場合は、西原町こども課や最寄りの警察署または警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

【お問い合わせ】 こども課 子育て支援係 ☎098-945-5311

児童扶養手当・特別児童扶養手当現況届のお知らせ

児童扶養手当および特別児童扶養手当受給者は引き続き手当を受ける要件を満たしているかを確認するために現況届(特別児童扶養手当については「所得状況届」)の提出が必要です。

期限内に現況届の提出がない場合は、1月定期支払い(特別児童扶養手当は11月定期支払い)が遅れる場合があります。また、**届出がない場合、11月分以降(特別児童扶養手当は8月分以降)の手当てが受けられなくなります。必ず期限内に届出してください。**

受付日程	受付期間	場所	受付時間
特別児童扶養手当	8月12日(木)～	西原町役場 交流センター 会議室	9:30～11:00
	8月13日(金)		13:30～15:30
児童扶養手当	8月16日(月)～ 8月24日(火) ※土・日を除く		※時間厳守

8月初旬頃に対象者へ**ピンク色の封筒**で通知書を発送します。必要書類等内容をよくご確認の上、手続きの際にお持ちください。



※[母子及び父子家庭等医療費助成]の現況届も、同時に行います。

※上記手当が2つとも該当している方は、8月16日から24日までの期間に届出をお願いします。
※受付時間を過ぎた場合、受付することができませんので、必ず受付時間内に余裕を持ってお越しください。

【お問い合わせ】 こども課 子育て支援係 ☎098-945-5311

新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税減免

世帯の主たる生計維持者の収入が下がった世帯に対し、保険税が減免される場合があります。申請期限がありますのでご注意ください。

申請期限
令和4年3月15日まで
※納期限が令和4年3月31日となる保険税については令和4年3月31日まで



対象となる世帯

減免事由

- 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病(※)を負った世帯
※新型コロナウイルス感染症の病状が重く、回復までに長期間要すると認められる場合
- 主たる生計維持者の事業収入等(事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入)の額が前年の当該収入金額から10分の3以上の減少が見込まれる世帯
※なお、会社都合等の理由により失業し、雇用保険を受給する65歳未満の方について、非自発的失業による国民健康保険税軽減が適用となる場合は、本減免の対象となりません。

町ホームページ



対象となる保険税

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの納期にかかる保険税

申請方法や減免割合など詳細については、町ホームページでご確認、または下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ】 福祉保険課 賦課徴収係 ☎098-911-9163

令和4年度 西原町職員採用候補者試験について

職種、採用人員及び受験資格

職種区分	採用人員	資格等(※年齢・住所要件は表の下部に示しています)
心理士	若干名	① 学校教育法による高等学校以上を卒業した者又はこれと同等の学力を有すると認められる者 ② 臨床心理士・公認心理師免許取得者 ③ 臨床心理士等として5年以上の勤務経験を有する者
社会福祉士	若干名	① 学校教育法による高等学校以上を卒業した者又はこれと同等の学力を有すると認められる者 ② 社会福祉士免許取得者 ③ 社会福祉士として5年以上の勤務経験を有する者
一般事務職(情報技術)	若干名	① 学校教育法による高等学校以上を卒業した者又はこれと同等の学力を有すると認められる者 ② 別表1(※試験案内参照)のいずれかの資格試験合格者 ③ 情報処理システムの構築及び運用管理について5年以上の実務経験を有する者
技術職(土木・建築)	若干名	① 学校教育法による高等学校以上を卒業した者又はこれと同等の学力を有すると認められる者 ② 土木施工管理技士、または建築施工管理1、2級取得者 ③ 土木・建築の設計または工事管理等について3年以上の勤務経験を有する者
現業職	若干名	① 調理師免許取得者・中型運転免許取得者 ② 調理員として3年以上の勤務経験を有する者

※**年齢要件**…全職種において、昭和51年4月2日以降生まれの者

※**住所要件**…令和3年7月19日以前に沖縄県に住居登録され、引き続き住所を有する者

※但し、現業職のみ、令和3年7月19日以前に西原町に住居登録され、引き続き住所を有する者

日時場所等

一次試験については書類選考とします。
「職員採用二次試験」
令和3年9月19日(日) 開始10:00 西原町役場

受付期間

令和3年8月2日(月)～令和3年8月13日(金)
9:00～12:00、13:00～17:15
(土日・祝日を除く)

申込方法

所定の申込書、履歴書、アピールシート(町HPからダウンロード可)、資格を証明する書類の写し、受験票送付用の長形3号封筒(住所・氏名・郵便番号を記入の上、84円切手を貼ったもの)を総務課へ提出してください。郵送の場合は簡易書留にて封筒に「採用試験申込書在中」と朱書きし、受付期間内(消印有効)に提出してください。

※詳しくは町ホームページ(トップページ→新着情報)をご覧ください。



町HP

【お問い合わせ】 総務課 職員係 ☎098-945-5011